

○デジタル庁告示第十一号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

一 令和七年度北海道紋別市冬の生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紋別市一般会計補正予算における、北海道紋別市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二 令和七年度千葉県柏市物価高騰対策生活応援商品券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度柏市一般会計補正予算における、千葉県柏市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三 令和七年度長野県中川村住民税非課税世帯米購入助成券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七

年度中川村一般会計補正予算における、長野県中川村から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。